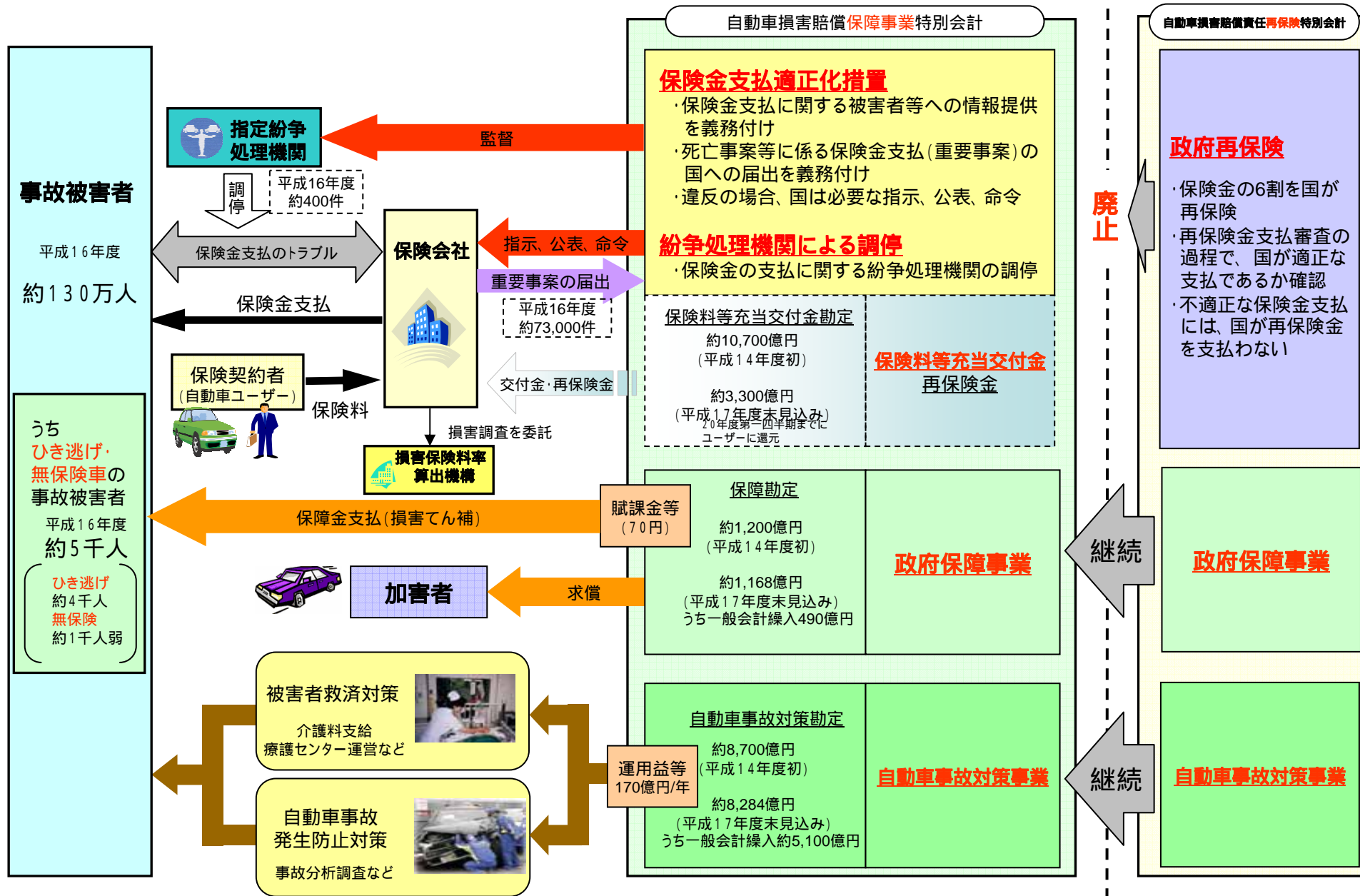


自動車損害賠償保障制度の概要

平成14年度以後 ← → 平成13年度以前

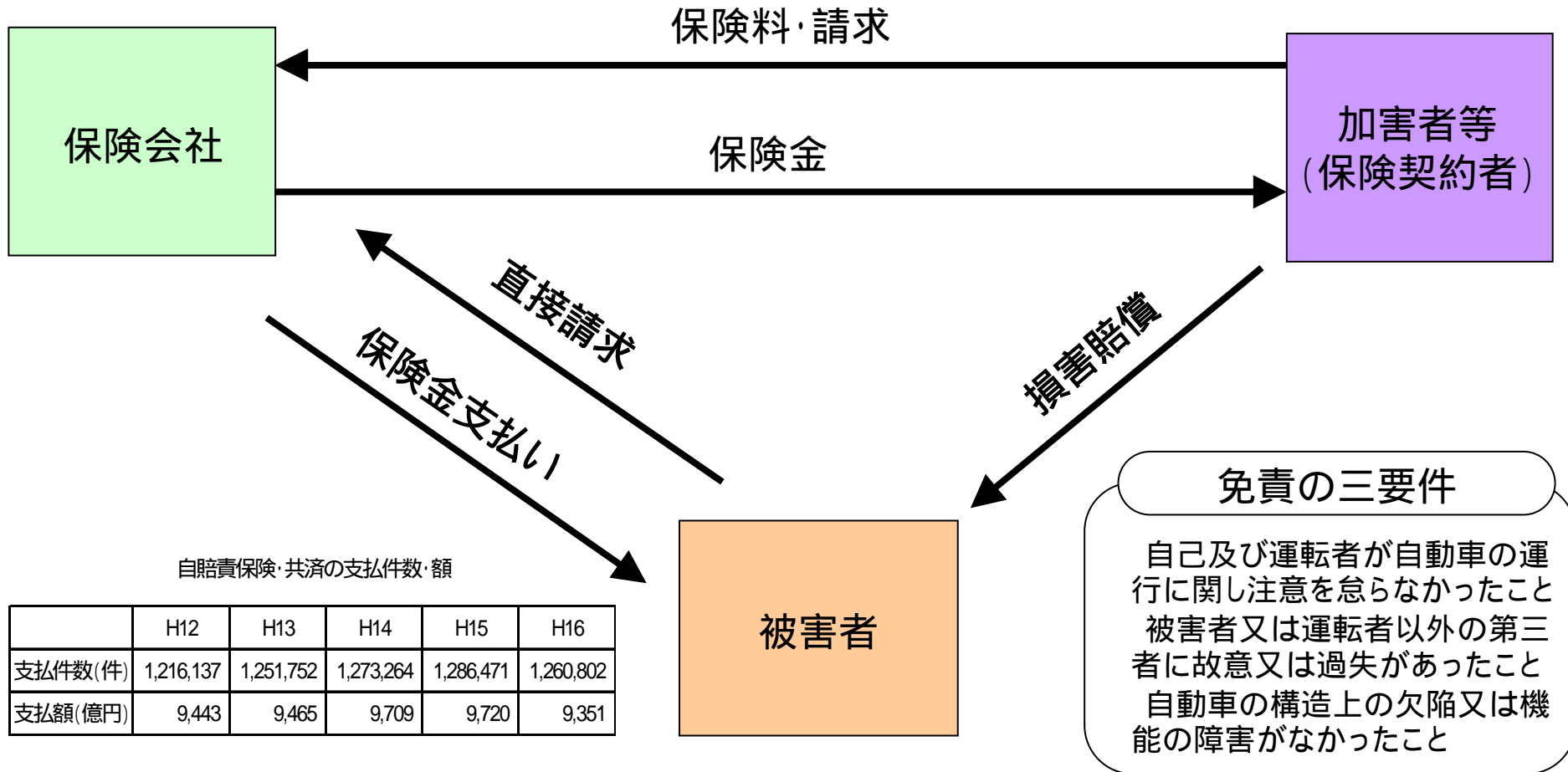


自賠責保険の仕組み

原付を含む自動車ユーザーに自賠責保険の契約を義務化し、加害者側に損害賠償能力を確保させる仕組みが採用されている。

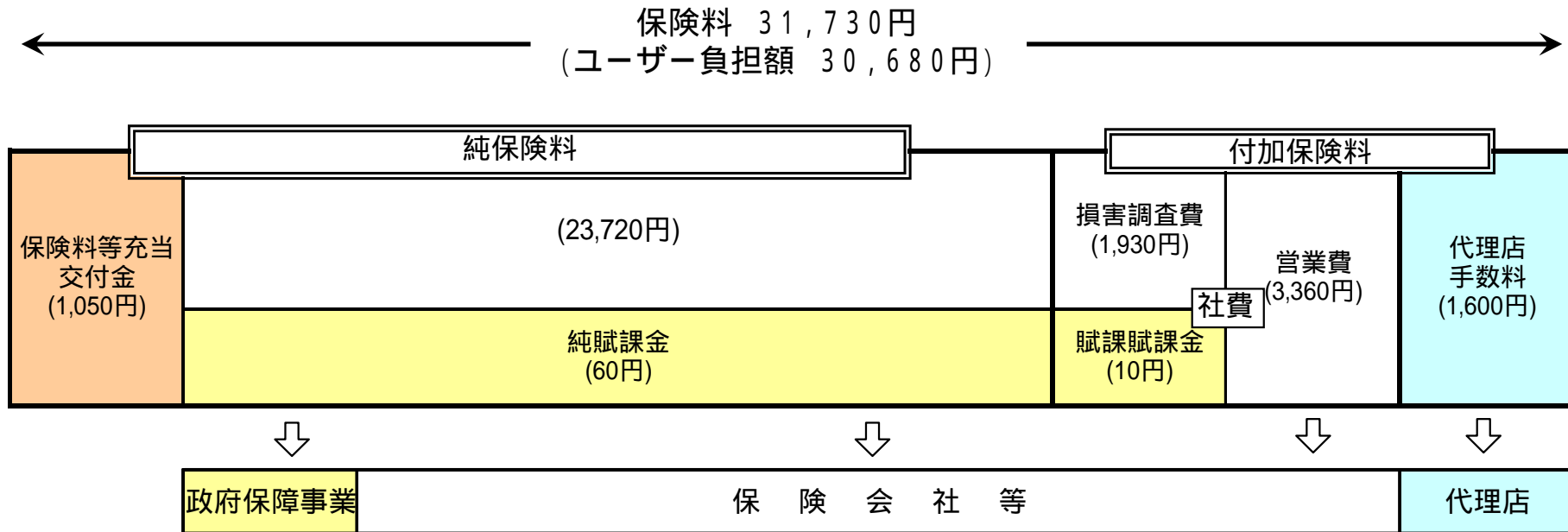
被害者をより確実に救済するため、被害者が保険会社に対して保険金支払いを直接請求できることとされている。

加害者側に免責立証責任を課すことにより、事実上の無過失責任主義が明確化されている。



自賠責保険料の構造

以下は自家用乗用車24ヶ月契約の場合



保険金限度額の推移

保険金は、自賠法施行令に定める限度額を上限として支払われる。
 これまでに、消費者物価上昇率、賃金上昇率、裁判例の動向等に鑑み、限度額は随時改正されてきた。

(単位:万円)

実施年月日		昭和30.12.1	昭和35.9.1	昭和39.2.1	昭和41.7.1	昭和42.8.1	昭和44.11.1	昭和48.12.1	昭和50.7.1	昭和53.7.1	昭和60.4.15	平成3.4.1	平成14.4.1	
保 険 金 額	死亡	30	50	100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	
	死亡に至る までの傷害			30	50	50	50	80	100	120	120	120	120	
	傷 害	重傷	10	10	30	50	50	50	80	100	120	120	120	120
		軽傷	3	3										
	介護を要する 後遺障害 (別表1)	級 1												4,000
		級 2												3,000
	後 遺 障 害 (別表2)	級 1			100	150	300	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000
		級 2			87	131	266	444	888	1,332	1,776	2,186	2,590	2,590
		級 3			75	113	235	392	784	1,175	1,567	1,898	2,219	2,219
		級 4			64	96	206	343	687	1,030	1,373	1,537	1,889	1,889
		級 5			53	80	177	295	590	884	1,179	1,383	1,574	1,574
		級 6			43	64	150	250	500	750	1,000	1,154	1,296	1,296
		級 7			33	50	125	209	418	627	836	949	1,051	1,051
		級 8			26	39	101	168	336	504	672	750	819	819
級 9				19	29	78	131	261	392	522	572	616	616	
級 10				13	20	60	101	201	302	403	434	461	461	
級 11				9	13	45	75	149	224	299	316	331	331	
級 12				5	7	31	52	104	157	209	217	224	224	
級 13						20	34	67	101	134	137	139	139	
級 14						11	19	37	56	75	75	75	75	
仮 渡 金	死亡	12	12	30	50	50	50	80	100	160	200	290	290	
	傷 害	2	2	5	10	10	10	20	25	40	40	40	40	
		1	1	2.5	5	5	5	5	10	15	20	20	20	
		0.2	0.2	0.5	1	1	1	2	3	5	5	5		

重度後遺障害

事故被害による後遺障害に対して、後遺障害等級表(別表第一、別表第二)に基づき限度額の範囲で保険金が支払われる。
別表第一及び別表第二第一級から第三級までが、いわゆる重度後遺障害に該当する。

別表第一(自賠法施行令第二条関係)

等級	介護を要する後遺障害	限度額	件数(平成16年度)
第一級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円	1,008件
第二級	一 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円	377件

別表第二(自賠法施行令第二条関係)

等級	後遺障害	限度額	件数(平成16年度)
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 四 両上肢の用を全廃したもの 五 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円	208件
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢を手関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの	2,590万円	136件
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの	2,219万円	331件

自賠償保険金の支払基準

交通事故被害者の損害に応じて、支払基準()に基づき、保険金額を積算する。

死亡

慰謝料

遺族分

死亡者分

逸失利益

葬儀費

傷害

慰謝料

積極損害

治療関係費

- ・応急手当費
- ・診察料
- ・入院費
- ・投薬料等
- ・通院費等
- ・看護料
- ・諸雑費
- ・柔道整復等の費用
- ・義肢等の費用
- ・診断書等の費用

文書料、搬送費等

休業損害

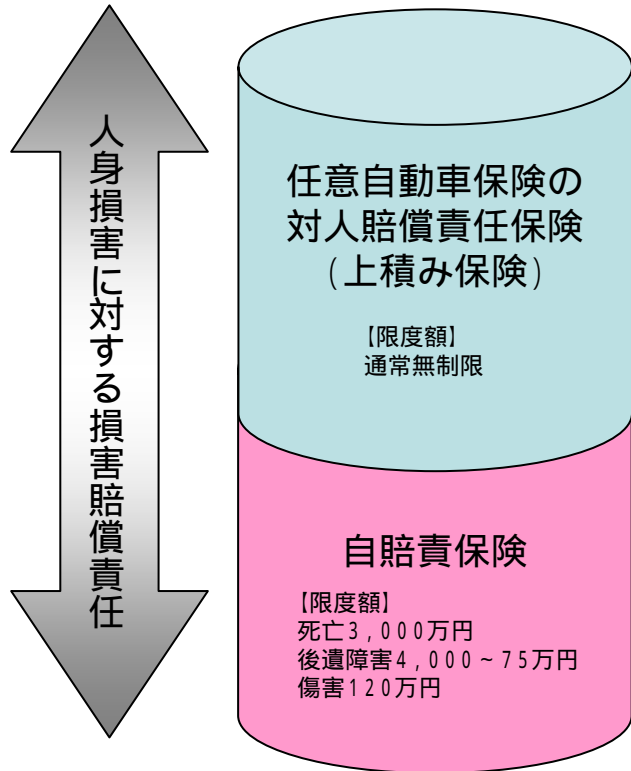
後遺障害

慰謝料

逸失利益

自賠責保険と任意保険

自動車に関する損害保険として、自賠責保険(強制保険)のほか、任意保険がある。
 任意保険には、対人賠償保険、車両保険、対物賠償保険等がある。
 対人賠償保険は、自賠責保険の限度額を超える損害をてん補する性格を有している。



		被害者のための保険	自分のための保険
民間の保険による救済	人身事故	自賠責保険(共済) 強制保険 基本保障制度 【限度額】 死亡3,000万円 後遺障害4,000~75万円 傷害120万円	対人賠償保険 自賠責の超過部分の賠償責任を補償 【限度額】 通常無制限
	物損事故	対物賠償保険 相手車両損害の賠償責任を補償	車両保険 自己の車両損害を補償

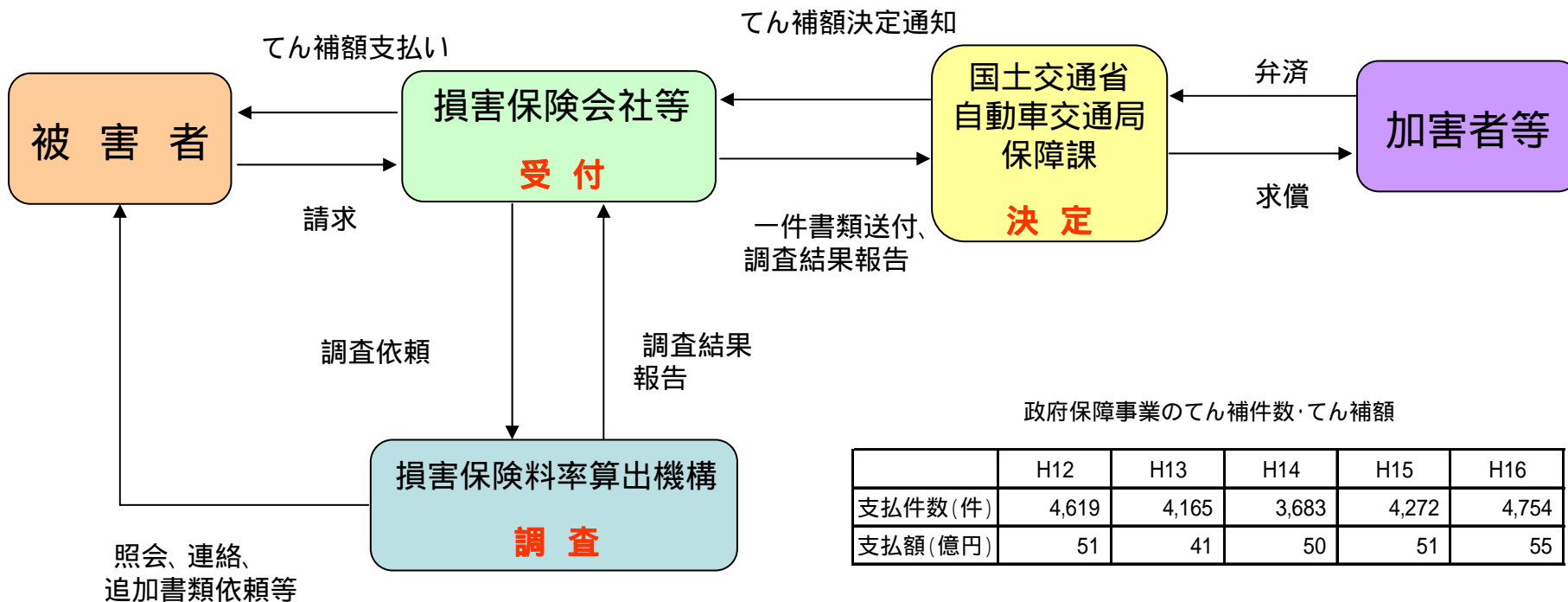
政府保障事業(人身事故のみ)

上記自賠責保険等により救済されない無保険車、ひき逃げによる事故の被害者の損害を加害者に代わって政府がてん補。

政府保障事業の仕組み

ひき逃げ事故や無保険車事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する。

政府は損害をてん補したときは、その支払った金額を限度として、加害者等(損害賠償責任者)に対する損害賠償請求権を取得し、求償を行う。



自動車事故被害者支援に係る主な事業

被害者救済対策

生活、治療、介護の支援

重度後遺障害者の介護料支給 (独)自動車事故対策機構	支給者 3,921人
重度後遺障害者の短期入院費助成 (独)自動車事故対策機構	支給者 354人
遷延性意識障害者の療護施設運営 (独)自動車事故対策機構	病床 230床
交通遺児の生活資金貸付 (独)自動車事故対策機構	貸付者 1,054人
交通遺児の育成基金運営 (財)交通遺児育成基金	給付者 1,674人
交通遺児の授業料減免 (都道府県)	減免者 1,054人

保険金支払の支援

交通事故無料法律相談 (財)日弁連交通事故相談センター	事故相談 34,353件
保険金支払に関する紛争処理 (財)自賠償保険・共済紛争処理機構	審査 353件

事故治療の支援

救急病院の医療設備整備 (医療機関)	医療機関 20病院
運転手等への救急知識普及 (社)日本交通福祉協会	講習会受講者 5,205人